



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワタ  
代 表 者 取締役 社長  
執行役員営業部門統括 湯川 直人  
(JASDAQ コード番号 6292)  
問い合わせ先 常務取締役  
執行役員管理部門統括 尾崎 彰  
T E L (06)6531-8211

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 61 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役として優秀な人物を招聘できるよう、社外取締役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の規程を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更の部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第 29 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	( <u>取締役および</u> 監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第 29 条 当社は、 <u>社外取締役および</u> 社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

#### 3. 変更の日程

取締役会決議日 平成 22 年 5 月 14 日 (金曜日)  
定款変更の効力発生予定日 平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

以 上